

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

目 次

○ 福島県監査委員  
監査公表二件

福島県監査委員

## 監査公表第1号

令和7年10月24日監査公表第18号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、福島県病院事業管理者から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和8年2月20日

福島県監査委員 佐藤政隆  
福島県監査委員 大場秀樹  
福島県監査委員 渡辺仁  
福島県監査委員 阿部寿子

7病第680号  
令和7年10月31日

福島県監査委員 満山喜一  
福島県監査委員 三瓶正栄 様  
福島県監査委員 渡辺仁  
福島県監査委員 阿部寿子

福島県病院事業管理者 挾間章博  
(公印省略)

公営企業に係る定期監査の措置状況について（通知）

令和7年10月21日付け7福監第375号で報告ありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので通知します。

（別紙様式）

定期監査に係る措置状況について

- 監査対象機関 南会津病院  
監査対象年度 令和6年度  
監査実施年月日 令和7年7月17日

指 摘 ・ 勧 告 事 項	措 置 状 況
---------------	---------

「指摘事項」  
 固定資産の取得手続及び台帳等諸帳簿の整備に著しく適正を欠いているものがある。  
 「事実」  
 令和5年度及び令和6年度に団体甲から寄附された器械備品について、寄附受納の手続を行っていない。  
 また、そのうち令和5年度に受納した器械備品は、同年度中に資産計上を行わず、令和6年度に資産計上している。  
 受納器械備品  
 令和5年度 空気清浄機1台 330,000円  
 令和6年度 空気清浄機2台 292,600円  
 「是正又は改善の意見」  
 固定資産の取得に当たっては、関係規程に基づき適正に行うとともに、チェック体制を強化すること。

(原因)  
 担当者の確認及び認識不足に加え、寄附受納の際の事務処理の確認等が組織的に行われていなかったことにより発生した。  
 (処理状況)  
 ・令和7年6月16日  
 今回の事案を事務部内に共有し、寄附を受けの際には関係規程に基づく手続を行うこと、器械備品の寄附を受けた際には年度内に速やかに資産計上を行うよう周知徹底した。  
 ・令和7年6月20日  
 団体甲に今年度以降寄附を希望する場合は、寄附申込書が必要になる旨、説明した。  
 (今後の対応)  
 寄附を受ける際の事務手続及び、器械備品の寄附を受けた際には年度内に速やかに資産計上を行うことを事務引継書に明記するとともに、寄附があった際は担当者だけでなく上席者も事務処理を確認するなど、組織的な取組・チェックを徹底する。

「指摘事項」  
 医業未収金について、適正な処理を怠り、不納欠損となっているものがある。  
 「事実」  
 公務災害の認定を受けた職員等8名分の療養補償について、病院が収入調定及び請求手続を怠ったため、消滅時効が成立し、医業未収金89,080円を不納欠損処理している。  
 「是正又は改善の意見」  
 医業未収金の事務処理に当たっては、関係規程に基づき適正に行うとともに、チェック体制を強化すること。

(原因)  
 1 平成30年当時の公務災害の療養補償請求担当者が、請求手続を失念した。  
 2 療養補償請求の事務処理に係るチェック体制が機能していなかった。  
 (処理状況)  
 1 令和7年5月23日  
 担当者による請求手続の失念を防止するため、今後、公務災害事案が生じた際には事務長(認定請求担当)から事務部(医事)(療養補償請求担当)へ速やかに情報共有し、業務進捗について連絡を密にすることを確認した。  
 2 令和7年6月20日  
 公務災害対象者の療養補償請求に係る未請求整理簿を病院独自に作成し、事務部内管理職員、医事担当主任及び担当者が共有し、管理することで、請求漏れを防ぐ取扱いとした。  
 (今後の対応)  
 1 担当者間の情報共有・連絡の強化  
 今後、公務災害事案が生じた際には事務長から事務部(医事)へ速やかに情報共有し、連絡を密にすることで、手続の失念を防ぐ。  
 2 未請求整理簿による管理徹底  
 新たに作成した未請求整理簿により、管理職員を含めた組織的な管理を徹底し、請求漏れを防ぐ。

2 監査対象機関 Fukushima Medical Center 福島の杜  
 監査対象年度 令和6年度  
 監査実施年月日 令和7年8月8日

指 摘 ・ 勸 告 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 内部統制が有効に機能しておらず、前渡資金の精算に著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」 組織内でのチェック体制が整っておらず、令和5年度に前渡資金の支払をした医療観察法第43条による入院患者の院外外出時の昼食代等について、支払日又は外出終了日から7日以内に精算すべきところ、精算遅延又は未精算のもの、さらにそれぞれについて残金を返納していないものがある。</p> <p>精算遅延9件 51,554円 （うち未返納4件 1,904円） 未精算116件 224,481円 （うち未返納38件 26,166円）</p> <p>「是正又は改善の意見」 前渡資金の精算に当たっては、関係規程等に基づき適正に行うとともに、組織的なチェック体制を確立すること。</p>	<p>（原因） 令和5年度当時の担当者が、異動にあたり後任者に引き継いだ際に説明等が十分でなく、また、後任者も、年度末、年度始めの多くの事務に気を取られ、その処理を失念した。</p> <p>令和5年度中から組織的に精算処理の確認を行うべきだったところ、業務多忙等からこれを怠った。</p> <p>また、令和6年度においても、関係帳票等により当該未処理を認識すべきだったところ、会計処理に関する理解不足等から認識できていなかった。</p> <p>（処理状況） 未精算116件について証拠書類（領収書等）及び残金を確認し、令和7年7月28日までに精算処理を行った。</p> <p>また、残金28,070円（内訳：精算遅延分1,904円 未精算分26,166円）について令和7年7月30日に返納処理を行った。</p> <p>（今後の対応） 担当者は前渡資金の支払日、精算日を確実に把握し、速やかな精算を行う。</p> <p>また、企業出納員は「前渡資金整理簿」を各月末に出力し、前渡資金の精算の有無を定期的に確認する。</p>
<p>「指摘事項」 収入手続に著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」 令和5年7月31日付けで退職した会計年度任用職員1名に対し、病気休暇中に支給した過払い給与266,755円について、戻入の調定を行ったが督促を行っておらず全額未収となっている。</p> <p>「是正又は改善の意見」 収入手続に当たっては、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	<p>（原因） 年度末の引継ぎが不十分であり、後任者も収入未済に対する認識が足りなかった。</p> <p>人手不足による業務多忙により、返納依頼に関して注力することが難しかった。</p> <p>上司者も収納状況の確認が不十分だったため、収入未済のままとなった。</p> <p>（処理状況） 令和7年7月1日 事務連絡により納付書発送（特定記録） 令和7年8月20日 本人より返納額内訳について、照会が郵送で届く。</p> <p>令和7年9月4日 郵送により回答。</p> <p>令和7年9月18日 督促状の発送。</p> <p>令和7年9月30日 本人より分納による納付の申し出（電話）あり。</p> <p>分納回数5回、R8年3月末までに納付するよう伝達。分納用納付書を郵送。</p> <p>（今後の対応） 未収となっている給与については、本人と連絡を取り合い、適切な進行管理を継続していく。</p> <p>収入調定を行った場合は、定期的に納</p>

	<p>付状況を確認することとし、未収が確認された場合は、関係規程に基づいて督促等の手続を行う。</p> <p>上席者は、未収状況の確認を促し、未収分については督促等の事務手続も含めて、進行管理を適切に行う。</p>																				
<p>「指摘事項」                  契約及び支払に著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」                  平成29年4月から令和7年2月までにリース契約した公用車8台に設置されていたカーナビゲーションシステムについて、テレビ放送を受信できることを認識していなかったため、法人甲と受信契約を締結しておらず、受信料が未払いとなっている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度</td> <td>15,720円</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>31,440円</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>47,160円</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>98,090円</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>107,100円</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>107,100円</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>99,750円</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>93,500円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>599,860円</td> </tr> </tbody> </table> <p>「是正又は改善の意見」                  契約及び支払については、関係規程に基づき適正に行うとともに、チェック体制を強化すること。</p>	年 度	金 額	平成29年度	15,720円	平成30年度	31,440円	令和元年度	47,160円	令和2年度	98,090円	令和3年度	107,100円	令和4年度	107,100円	令和5年度	99,750円	令和6年度	93,500円	計	599,860円	<p>(原因)                  平成29年度より公用車をリース車へ切り替えているが、リース車両に搭載しているナビゲーションシステムで、テレビ受信ができることを認識していなかったため、契約台数の報告から漏れてしまった。</p> <p>(処理状況)                  過年度未払い分については、令和7年8月29日に病院局が支払った。</p> <p>(今後の対応)                  関係規程を理解し、現在契約中の車両を変更する場合は、カーナビゲーションシステムのテレビの受信機能の有無を確認する。</p> <p>また、テレビ等の契約台数報告時に、テレビ以外の機器についてもテレビ受信機能の有無を確認する。</p>
年 度	金 額																				
平成29年度	15,720円																				
平成30年度	31,440円																				
令和元年度	47,160円																				
令和2年度	98,090円																				
令和3年度	107,100円																				
令和4年度	107,100円																				
令和5年度	99,750円																				
令和6年度	93,500円																				
計	599,860円																				

(監査総務課)

**監査公表第2号**

令和7年10月24日監査公表第17号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和8年2月20日

福島県監査委員 佐藤政隆  
 福島県監査委員 大場秀樹  
 福島県監査委員 渡辺仁  
 福島県監査委員 阿部寿子  
 7財第2359号  
 令和7年11月28日

福島県監査委員 佐藤政隆  
 福島県監査委員 大場秀樹  
 福島県監査委員 渡辺仁  
 福島県監査委員 阿部寿子

福島県知事 内堀雅雄

定期監査に係る措置状況について（通知）

令和7年10月22日付け7福監第374号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

（別紙様式）

定期監査に係る措置状況について

- 1 監査対象機関 環境創造センター  
 監査対象年度 令和6年度

監査実施年月日 令和7年7月25日

指 摘 ・ 勸 告 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 内部統制及び契約事務手続に著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」 オイルタンク保守点検業務委託について、契約期間内に業務が履行されなかったにもかかわらず、担当者は、上司に報告することなく、契約期間を修正した契約書を決裁を受けずに作成して公印を押印し、差し替えている。</p> <p>また、当該業務について、組織内の情報共有や進捗管理も不十分であった。</p> <p>当初契約期間 令和6年4月1日から令和6年9月30日まで 差し替え後の契約期間 令和6年4月1日から令和7年1月31日まで 履行年月日 令和7年1月27日</p> <p>「是正又は改善の意見」 契約事務の手続に当たっては、関係規程に基づき適正に行うとともに、チェック体制を強化すること。</p>	<p>(原因)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組織体制の不備 管理職による業務の進捗管理や職員に対するフォローアップが不十分であった。また、所内における報告・連絡・相談が徹底されていなかった。</li> <li>・公印の不適切な管理 管理職において公印の適正管理が徹底されておらず、押印する書類の確認が不十分であった。</li> <li>・担当職員の会計ルール遵守に対する認識不足 担当職員において、自身の業務に加えて病気休暇取得者の業務を引き継いだため多忙であったこと等により、会計ルール遵守に対する認識が希薄になり、契約書の差し替えを行った。</li> </ul> <p>(処理状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理職による業務の進捗管理 令和7年7月23日 管理職がチェックリストを用いて委託業務の進行管理を行うこととし、毎月1回の所内会議で情報を共有し、手続の漏れや遅延等がないか点検することとした。</li> <li>・公印管理の厳格化 令和7年6月27日 職員が公印を押印する際は、公印管理者（所長）が押印する書類を確認し、目の前で押印させることとした。</li> <li>・会計ルールの遵守及び報告・連絡・相談の徹底 令和7年7月25日 コンプライアンス研修会を実施（令和7年6月26日）し、今回の事案を所内の職員に共有し、会計ルールの遵守及び管理職への報告・連絡・相談を徹底したほか、風通しの良い職場環境に資するため、所長席を執務室に移すとともに、総務課長席を総務課のラインに移した。</li> </ul> <p>(今後の対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所内会議において、所長と次長がチェックリストで進捗を確認する。</li> <li>・引き続き、所長が公印の管理を行う。所長不在時の管理は次長が行う。</li> <li>・後期もコンプライアンス研修会を実施、ほかに委託契約に関する研修会を実施する。</li> </ul>

2 監査対象機関 県南保健福祉事務所  
 監査対象年度 令和6年度  
 監査実施年月日 令和7年7月24日

指 摘 ・ 勸 告 事 項	措 置 状 況

「指摘事項」  
 契約及び支払に著しく適正を欠いているものがある。

「事実」  
 平成21年から令和6年までに公用車8台に設置したカーナビゲーションシステムについて、テレビ放送を受信できることを認識していなかったため、法人甲と受信契約を締結しておらず、受信料が未払いとなっている。

年 度	金 額
平成21年度	9,415円
平成22年度	16,140円
平成23年度	16,140円
平成24年度	15,720円
平成25年度	15,300円
平成26年度	15,720円
平成27年度	15,720円
平成28年度	15,720円
平成29年度	22,270円
平成30年度	94,320円
令和元年度	94,320円
令和2年度	95,610円
令和3年度	107,100円
令和4年度	107,100円
令和5年度	99,750円
令和6年度	96,800円
計	837,145円

「是正又は改善の意見」  
 契約及び支払については、関係規程に基づき適正に行うとともに、チェック体制を強化すること。

(原因)  
 テレビ放送を受信できることについて認識が不足しており、公用車8台に設置したカーナビゲーションシステム購入時に、テレビ放送の受信の可否について確認していなかった。  
 購入以降の契約台数報告時の確認においてもテレビ放送の受信ができる状態になっていないことを確認しなかった。

(処理状況)  
 1 受信可能なカーナビゲーションシステムの契約状況を確認して未契約台数を報告し、令和7年8月29日に総務部総務課により平成21年度から令和6年度までの受信料を支払った。  
 2 カーナビゲーションシステムの使用においてテレビ機能は不要であるため、以下のとおり対応した。  
 ・ビルトインタイプ3台  
 令和7年10月9日、テレビ放送を受信できないよう施工済み。  
 ・ポータブルタイプ5台  
 令和7年10月14日に施工を依頼した事業者から同年11月19日、施工不可との回答があったことから、同月26日、撤去を決定した。

(今後の対応)  
 今後カーナビゲーションシステムを購入する際には、テレビ放送を受信できない仕様限定する。

- 3 監査対象機関 喜多方建設事務所  
 監査対象年度 令和6年度  
 監査実施年月日 令和7年7月23日

指 摘 ・ 勸 告 事 項	措 置 状 況																		
<p>「指摘事項」                  契約及び支払に著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」                  平成31年3月から令和5年12月までに除雪ステーションに設置されたテレビ3台及び令和3年1月にWeb会議用モニターとして購入したテレビ1台について、法人甲と受信契約を締結しておらず、受信料が未払いとなっている。                  また、平成27年10月から令和6年1月までに公用車11台に設置したカーナビゲーションシステム並びに平成29年9月及び令和2年6月に購入した携帯電話2台について、テレビ放送を受信できることを認識していなかったため、法人甲と受信契約を締結しておらず、受信料が未払いとなっている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成31年度</td><td></td></tr> <tr><td>令和元年度</td><td></td></tr> <tr><td>令和2年度</td><td></td></tr> <tr><td>令和3年度</td><td></td></tr> <tr><td>令和4年度</td><td></td></tr> <tr><td>令和5年度</td><td></td></tr> <tr><td>令和6年度</td><td></td></tr> <tr><td>計</td><td></td></tr> </tbody> </table>	年 度	金 額	平成31年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		計		<p>(原因)                  今回の事案の原因は以下のとおりである。                  除雪ステーションの3台のテレビ及びWeb会議用モニターについては、担当者及び管理職員の現数確認が不十分だったこと、カーナビゲーションシステム及び携帯電話については、テレビ機能がついている認識がなかったことによる。                  これらは本来、受信料の支払や予算要等望等の機会に担当者が調査のうえ全体数を把握すべきであったが、管理職員も確認を行わず、組織的な検証が不足していた。</p> <p>(処理状況)                  いずれも土木総務課を經由し、総務部総務課に台数報告を行った。未払いの受信料については、総務部総務課において令和7年8月29日に支払を完了した。</p>
年 度	金 額																		
平成31年度																			
令和元年度																			
令和2年度																			
令和3年度																			
令和4年度																			
令和5年度																			
令和6年度																			
計																			

平成27年度	10,480円
平成28年度	31,440円
平成29年度	45,850円
平成30年度	93,010円
令和元年度	115,280円
令和2年度	157,545円
令和3年度	198,900円
令和4年度	200,175円
令和5年度	207,580円
令和6年度	212,720円
計	1,272,980円

「是正又は改善の意見」

契約及び支払については、関係規程に基づき適正に行うとともに、チェック体制を強化すること。

なお、不要な受信料の支払を防ぐため、以下のとおり見直しを行い、不要な設備については撤去する。

- (1) テレビ3台（除雪ステーション）
  - ・令和7年8月22日にテレビを撤去した。事務所内に搬入保管し、除雪期間中のみ改めて設置、受信契約を行う。
- (2) Web会議用モニター1台
  - ・猪苗代土木事務所会議室において、災害時等にテレビの情報を必要とすることから、受信契約を継続する。
- (3) 公用車カーナビゲーションシステム11台
  - ・2台は令和7年9月26日までにテレビ機能のない機種に交換した。
  - ・3台は令和7年11月4日までにナビゲーションシステムを取り外した。
  - ・5台は令和7年11月7日までに受信アンテナを撤去又は切断した。
  - ・残る1台は令和7年11月21日付けで管理換（払出）を行った。（管理換先で受信アンテナ切断予定）
- (4) 携帯電話2台
  - ・令和7年8月7日にテレビ機能のないスマートフォンに機種変更を行った。（今後の対応）
  - ・総務課担当者は、今回の調査結果を一覧表にし、台数を把握、管理するとともに、確実に後任者に引き継ぐ。また、テレビ等の購入・廃止等により台数が増減する場合は、土木総務課に報告のうえ、予算措置を講じる。
  - ・除雪ステーションのテレビ3台については、除雪期間（12月～3月）のみ使用するため、毎年12月1日からテレビの設置及び受信契約を行い、3月31日までにテレビの撤去と解約手続を確実に行う。
  - ・公用車の更新の際は、テレビ機能のないカーナビゲーションシステムを導入する。
  - ・総務課主任主査、総務課長、総務部長は、契約台数の報告や予算要求の際に報告漏れがないか確認し、確実に予算措置が講じられるよう指導する。

（監査総務課）